



2024年2月14日

各位

会社名 東京都競馬株式会社
代表者名 代表取締役社長 多羅尾 光睦
(コード番号: 9672 東証プライム市場)
問合せ先 常務取締役(総務担当) 高倉 和仁
(TEL 03 - 5767 - 9055)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年3月28日開催予定の第99回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- 変更案第19条は、取締役会の活発な審議による迅速かつ的確で果敢な意思決定が行われることを目的に、取締役の員数を14人から11人に変更するものであります。
- 変更案第21条は、ガバナンス体制の強化を目的として、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆様からの信任の機会を増やし取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。
- 変更案第26条は、取締役会の機動的な運営を図ることを目的とし、取締役会の議長を取締役会において指名する旨の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年3月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2024年3月28日(予定)

以上

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 本会社に、取締役 <u>14</u> 人以内を置く。</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>② 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議長及び決議の方法) 第26条 取締役会の議長は、<u>取締役会長がこれに当たり、取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長がこれに当たる。</u> <u>② 取締役会長及び取締役社長がともに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u> <u>③ 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> <u>④ 本会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第27条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第18条 (現行通り)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 本会社に、取締役 <u>11</u> 人以内を置く。</p> <p>第20条 (現行通り)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p> <p>第22条～第25条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の議長及び決議の方法) 第26条 取締役会の議長は、<u>取締役会において指名する取締役がこれに当たる。</u> (削除)</p> <p><u>② 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> <u>③ 本会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第27条～第45条 (現行通り)</p>